*決勝*



第16回BRICS首脳会議 カザン宣言

***公正なグローバル化のための多国間主義の強化***

***開発とセキュリティ***

**カザン（ロシア連邦） 2024年10月23日**

1. 我々BRICS諸国の首脳は、以下の日程でロシア連邦のカザンにて会合した。

2024年10月22日から24日まで、第16回BRICS首脳会議が開催される：

*「公正なグローバル開発と安全保障のための多国間主義の強化」。*

1. 我々は、相互の利益と重要な優先事項に基づき、BRICSの連帯と協力をさらに強化し、我々の戦略的パートナーシップをさらに強化することの重要性を再確認する。
2. 我々は、相互尊重と理解、主権平等、連帯、民主主義、開放性、包摂性、協調、コンセンサスというBRICSの精神へのコミットメントを再確認する。16年にわたるBRICS首脳会議を踏まえ、我々は、政治・安全保障、経済・金融、文化・人的協力の3つの柱の下、拡大BRICSにおける協力を強化し、平和、より代表的で公正な国際秩序、再活性化され改革された多国間システム、持続可能な開発及び包摂的な成長の促進を通じて、我々の人々の利益のために戦略的パートナーシップを強化することに更にコミットする。
3. ロシアのBRICS議長国が、アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカのEMDCの参加を得て、「アウトリーチ」／「BRICSプラス」対話を開催したことを称賛する。

BRICSとグローバル・サウス：2024年10月24日にカザンで開催される。

1. 我々は、BRICSに対するグローバル・サウス諸国の大きな関心を歓迎し、BRICSパートナー国カテゴリーの方式を支持する。我々は、BRICSのパートナーシップをEMDCとともに拡大することが、連帯の精神と万人の利益のための真の国際協力の強化に一層貢献することを強く信じる。我々は、BRICSの制度的発展を更に促進することを約束する。

# より公正で民主的な世界秩序のための多国間主義の強化

1. 我々は、より公平で公正、民主的でバランスのとれた多極的世界秩序への道を開くことができる、新たな権力、政策決定、経済成長の中心の出現に注目している。多極化は、EMDCsがその建設的な潜在力を解き放ち、普遍的に有益で、包摂的かつ公平な経済グローバル化と協力を享受する機会を拡大することができる。我々は、現代の現実をよりよく反映するために、現在の国際関係のアーキテクチャを適応させる必要性を念頭に置き、多国間主義へのコミットメントを再確認し、その不可欠な礎石として国際連合憲章に明記された目的と原則を含む国際法を支持する。また、主権国家が国際の平和と安全を維持し、持続可能な開発を推進し、全ての人のための民主主義、人権及び基本的自由の促進と保護を確保するとともに、連帯、相互尊重、正義と平等に基づく協力を行う国際システムにおける国連の中心的な役割を再確認する。さらに、我々は、国際連合事務局およびその他の国際機関の職員構成において、公平かつ包括的な地理的代表を適時に実現する緊急の必要性を強調する。
2. 我々は、より機敏で、効果的で、効率的で、応答的で、代表的で、正当で、民主的で、説明可能な国際・多国間システムを促進することにより、グローバル・ガバナンスを改善することへのコミットメントを再確認する。我々は、特にアフリカとラテンアメリカ及びカリブ海諸国のEMDCs及び後発開発途上国の、グローバルな意思決定プロセス及び構造への、より大きく意味のある参加を確保し、それらを現代の現実に即したものにすることを求める。また、私たちは、国際機関のさまざまな責任レベルにおいて、特にEMDCsの女性の役割とシェアを拡大することを求める。この方向への前向きな一歩として、我々は、G20議長国であるブラジルが開始した「グローバル・ガバナンス改革に関するG20行動要請」を評価する。また、アフリカ大陸との協力を強化するための対話とパートナーシップも評価したい。

中国-アフリカ協力、インド-アフリカ・フォーラム・サミット、ロシア-アフリカ・サミットおよび閣僚会議。

1. 2023年ヨハネスブルグII宣言を認識し、我々は、安全保障理事会を含む国際連合をより民主的、代表的、効果的、効率的なものとすることを視野に入れた包括的な改革への支持を再確認する。また、同理事会の理事国に占める開発途上国の代表を増やし、同理事会が直面するグローバルな課題に適切に対応できるようにするとともに、BRICS諸国を含むアフリカ、アジア、ラテンアメリカの新興・開発途上国が国際情勢、特に安全保障理事会を含む国際連合においてより大きな役割を果たすという正当な願いを支援できるようにする。我々は、エズルウィニ・コンセンサスやシルテ宣言に反映されているアフリカ諸国の正当な願望を認識する。
2. 我々は、世界貿易機関（WTO）を中核とする、ルールに基づく、開かれた、透明性のある、公正で、予測可能な、包摂的で、衡平で、非差別的な、コンセンサスに基づく多角的貿易システムを支持し、後発開発途上国を含む開発途上国に対する特別かつ差配的な待遇（S&DT）を再確認し、WTOのルールと矛盾する一方的な貿易制限措置を拒否する。我々は、アブダビ（アラブ首長国連邦）で開催された第13回閣僚会議（th ）の成果を歓迎し、WTO閣僚会議の決定及び宣言の実施に向けた我々のコミットメントを再確認する。しかしながら、我々は、多くの未解決の問題において更なる努力が必要であることに留意する。我々は、WTOを改革し、その作業における開発的側面を強化することの重要性を強調する。我々は、全ての者がアクセス可能な、完全かつ十分に機能する2層の拘束力のあるWTO紛争解決システムを2024年までに実現するという目標を達成するため、また、新たな上訴審委員の選定を更に遅滞なく行うため、WTO内で建設的に関与することにコミットする。我々は、多角的貿易システム及びWTO関連問題に関する対話を強化することに合意し、WTO問題に関するBRICS非公式協議枠組みの設立を歓迎する。我々は、BRICS経済パートナーシップ2025戦略の下、WTOの回復力、権威及び実効性を強化し、開発と包摂性を促進するために必要なWTO改革を支援するための行動をとるとの決定を再確認する。
3. 私たちは、違法な制裁措置を含む非合法な一方的強制措置が、世界経済、国際貿易、持続可能な開発目標の達成に破壊的な影響を及ぼすことを深く懸念している。このような措置は、国連憲章、多国間貿易システム、持続可能な開発および環境に関する合意を損なうものである。また、経済成長、エネルギー、健康、食糧安全保障にも悪影響を及ぼし、貧困や環境問題を悪化させている。
4. 我々は、クォータベースで十分な資金を有するIMFを中心とした、強固で効果的な世界金融セーフティネットを維持することへのコミットメントを再確認する。我々は、世界経済に対する新興国の貢献を反映するために、指導的地位における新興国の代表を増やすことを含む、ブレトンウッズ機関の改革を求める。我々は、ブレトンウッズ機関のトップの地位について、実力に基づく、包括的かつ衡平な選考プロセス、地理的代表の増加、女性の役割とシェアを支持する。我々は、16th クォータ一般見直し（GRQ）におけるクォータ増額に留意し、クォータ増額を効果的なものとするため、加盟国に国内承認を確保するよう促す。我々は、サハラ以南のアフリカの発言力と代表性を強化するため、IMF理事会に25番目の議長を設けるとの決定を歓迎する。我々は、EMDCs、特に最貧国のクォータシェアを保護しつつ、世界経済における加盟国の相対的な地位をより反映するためのクォータシェアの再編成の緊急性と重要性を認識する。我々は、2025年6月までに、17th GRQの下で、新たなクォータ計算式を通じたものも含め、クォータ再編成の指針として可能なアプローチを策定するためのIMF理事会の進行中の作業を歓迎する。議論の結果、公平で透明性が高く、IMFに十分に代表されていない加盟国の代表を強化し、先進国からEMDCsにクォータ・シェアを移転するクォータ再編成が行われるはずである。我々は、国際復興開発銀行（IBRD）の2025年持株比率見直しに期待している。
5. 我々は、国際通貨金融システム（IMFS）を全ての国のニーズにより応えるものとする観点から、その改善プロセスにおけるBRICSの重要な役割を認識する。この観点から、我々は、経済的・社会的繁栄に不可欠な安全性、独立性、包摂性、持続可能性の基本原則を概説した、IMFSの改善に関するBRICS議長国研究に留意する。我々は、財務大臣及び中央銀行・国立銀行総裁に対し、この作業を継続するよう奨励する。
6. 我々は、持続可能な開発のための2030アジェンダ及びその持続可能な開発目標の普遍的かつ包摂的な性質を強調し、その実施は、各国の政策及び優先事項を尊重しつつ、国内法に準拠しつつ、各国の異なる状況、能力及び開発レベルを考慮に入れるべきである。我々は、3つの次元における持続可能な開発を達成するためにあらゆる努力を払い、開発の不均衡と不十分さにより良く対処するために、これを国際協力のアジェンダの中心に据えることを約束する。我々は、国連憲章の原則と相容れない一方的な強制的措置、開発援助の明示的あるいは黙示的な政治的条件付け、国際開発援助提供者の多様性を損なうことを目的とした活動などを含むがこれに限定されない、差別的な政治的動機に基づく慣行に開発を従わせようとする試みを非難する。
7. 我々は、多国間の経済・金融協力のための主要なグローバル・フォーラムとしてのG20の重要な役割を強調する。G20は、先進国・新興国双方の経済が対等かつ互恵的な立場で対話し、グローバルな課題に対する共通の解決策を共同で模索するためのプラットフォームを提供する。我々は、結果志向の成果に焦点を当てたコンセンサスに基づき、G20が継続的かつ生産的に機能することの重要性を認識する。我々は、飢餓と貧困に対抗するグローバル・アライアンス、気候変動に対抗するグローバルな結集のためのタスクフォースの活動、及び国際的な租税協力に関する画期的なリオデジャネイロ宣言を支持する。我々は、2024年11月にブラジルの議長国の下、リオデジャネイロでG20首脳サミットが成功裏に開催されることを期待するとともに、2023年から2025年、及びそれ以降にBRICS加盟国であるインド、ブラジル、南アフリカが連続してG20議長国を務めることを通じて、包摂性を強化し、グローバル・サウスの声を増幅し、彼らの優先事項をG20のアジェンダに更に統合するために、我々の立場を調整する意思があることを再確認する。この観点から、我々は、2023年のG20ニューデリー・サミットにおいて、アフリカ連合がG20のメンバーとして加わることを歓迎し、支持する。
8. 我々は、気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）、その京都議定書及びパリ協定の目的、原則及び規定が、異なる国情に照らして、衡平性及び共通だが差異ある責任とそれぞれの能力（CBDR-RC）の原則を含め、尊重されなければならないことを改めて表明する。我々は、気候・環境問題を口実に導入された一方的な措置を非難し、これらの問題に関する協調を強化するとのコミットメントを改めて表明する。我々は、温室効果ガス（GHGs）の削減及び除去に貢献する、あらゆる解決策及び技術に関する協力を強化する。我々はまた、温室効果ガスの吸収と気候変動の緩和における炭素吸収源の役割に留意するとともに、適応の重要性を強調し、実施手段、すなわち資金、技術移転、能力構築の適切な提供の必要性を強調する。
9. 我々は、毎年の締約国会議（COP）を含むUNFCCCが、気候変動問題をあらゆる側面から議論する主要かつ正当な国際フォーラムであることを想起する。我々は、安全保障を気候変動のアジェンダと結びつけようとする動きに深い懸念を抱いている。我々は、エジプトが2022年にシャルム・エル・シェイクでCOP27を主催し、そこで損失損害対応基金が設立されたことを称賛し、UAEが2023年にドバイでCOP28を主催し、そこで基金が運用開始されたことを称賛する。我々は、COP28で達成されたUAEコンセンサス（「第1回グローバル・ストックテイクの成果」と題する決定や、「世界的な気候レジリエンスのためのUAEフレームワーク」を含む）を歓迎する。我々は、途上国への気候資金に関する強力な成果を期待し、アゼルバイジャンでのCOP29の成功にコミットすることを表明する。

緩和、適応、損失・損害における現在および将来の国別決定行動と野心を達成するための重要なイネーブラーとして、我々は、ブラジルが2025年のCOP30を主催することを支持し、インドが2028年のCOP33の主催国に立候補することを歓迎する。我々は、2025年のCOP30開催におけるブラジルのリーダーシップを支持し、2028年のCOP33開催に向けたインドの立候補を歓迎する。

1. 我々は、昆明・モントリオール生物多様性世界枠組みの実施を含む、生物多様性保全の重要性を再確認する。我々は、先進国に対し、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するため、途上国に対し、適切かつ効果的で容易にアクセス可能な資金を提供することを確保するよう求める。我々は、生物多様性の保全、持続可能な利用、および生物多様性の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分のために、能力構築、開発、および先進国から途上国への技術移転を改善することの重要性を強調する。
2. 私たちは、土地の劣化、砂漠化、干ばつが、人々の福祉と生活、そして環境に深刻な脅威をもたらしていることを認識し、持続可能な土地管理の実践を促進するための継続的な努力を認める一方で、土地の劣化、砂漠化、干ばつの課題に対処するために、財源を増やし、強力なパートナーシップを築き、統合的な政策を緊急に提供することを求める。この観点から、我々は、2024年12月2日から13日までサウジアラビアのリヤドで開催される国連砂漠化防止条約第16回締約国会議（UNCCD COP16）に期待する。
3. 世界的な水不足問題への取り組みに鑑み、UAEとセネガルが2026年国連水会議をUAEで共催することを歓迎する。
4. 我々は、希少種の保護に向けた各国の努力を評価するとともに、大型ネコ科動物の脆弱性の高さに留意しつつ、インド共和国が国際大型ネコ科動物同盟を創設するイニシアティブをとったことに留意し、BRICS諸国が協力して大型ネコ科動物の保護にさらに貢献することを奨励する。また、UAEがモハメド・ビン・ザイード種保全基金を設立したことにも留意する。この観点から、我々は、BRICS諸国が、最も脆弱な種の保護と保全の分野において、集団的な協力を改善することを奨励する。
5. 我々は、全ての国が、平等及び相互尊重の原則の下、人権及び基本的自由の促進及び保護のために協力する必要性を再確認する。我々は、開発の権利を含む全ての人権を、公正かつ平等に、同じ立場で、同じ重点を置いて引き続き取り扱うことに合意する。我々は、BRICS内及び国連総会を含む多国間の場において、共通の関心に係る問題についての協力を強化することに合意する。

私たちは、人権理事会および人権擁護委員会に対し、非選択的、非政治的かつ建設的な方法で、ダブルスタンダードを排し、人権を促進、保護、履行する必要性を考慮しながら、民主主義と人権の尊重を呼びかけます。我々は、民主主義と人権の尊重を求める。この観点から、我々は、グローバル・ガバナンスのレベルにおいても、国家レベルにおいても、それらが実施されるべきであることを強調する。我々は、互恵的な協力に基づき、国際社会のために明るい共有の未来を築くことを目的として、全ての者のために民主主義、人権、基本的自由の促進と保護を確保することへの我々のコミットメントを再確認する。

1. 私たちは、国際法に反する一方的な経済制裁や二次的な制裁といった形の一方的な強制措置は、対象となる国の一般住民の開発の権利を含む人権に広範囲に及ぶ影響を及ぼし、貧しい人々や弱い立場にある人々に不釣り合いな影響を及ぼすことを改めて表明する。したがって、私たちはこれらの撤廃を求める。
2. 我々は、2001年のダーバン宣言と行動計画（DDPA）および2009年のダーバン再検討会議の成果文書を想起し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容、ならびに宗教、信仰、信条に基づく差別との闘いを強化する必要性を認識する、また、ヘイトスピーチの増加という憂慮すべき傾向を含め、世界中のあらゆる現代的形態との闘いを強化する必要性を認識し、「ナチズム、ネオ・ナチズム、および人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容の現代的形態に拍車をかける一因となるその他の慣行の美化との闘い」に関する年次国連総会決議を承認する。

# 世界と地域の安定と安全のための協力の強化

1. 我々は、政策及び安全保障問題に関するBRICS対話の強化を強く支持する。我々は、2024年6月10日にニジニ・ノヴゴロドで開催されたBRICS外務・国際関係大臣会合の共同声明を歓迎し、2024年9月10-11日にサンクトペテルブルクで開催されたBRICS国家安全保障アドバイザー・上級代表会合（14th ）に留意する。
2. 我々は、地域レベル及び国際レベルの双方において重大な影響を及ぼすものを含め、世界の様々な地域において暴力が増加し、武力紛争が継続していることに引き続き懸念を抱いている。我々は、協調的かつ協力的な方法で、外交、調停、包括的な対話及び協議を通じて紛争を平和的に解決することへのコミットメントを再確認し、危機の平和的解決に資する全ての努力を支持する。我々は、紛争の根本原因への対処を含め、紛争予防の努力に関与する必要性を強調する。我々は、すべての国の正当かつ合理的な安全保障上の懸念を認める。我々は、特に紛争の影響を受ける地域における文化遺産の保護を求め、以下を防止する。

文化財の破壊や不正取引は、被害を受けた地域社会の歴史とアイデンティティを守るために不可欠である。

1. 我々は、寛容と平和共存が、国家間および社会間の関係にとって最も重要な価値と原則の一つであることを強調する。この観点から、われわれは、安保理決議2686およびその他の国連決議が採択され、国連加盟国の一致した支持を得ていることを歓迎する。
2. 我々は、紛争状況における国際人道法の完全な尊重と、国連総会決議46/182で確立された人道性、中立性、公平性、独立性の基本原則に則った人道援助の提供の必要性を再確認する。我々は、国際社会に対し、テロリズムを含む世界的・地域的な課題および安全保障上の脅威に対する集団的な回答を求める。我々は、国連憲章の目的と原則を遵守する必要性を強調する。我々は、国家間の相違や紛争は、対話と協議を通じて平和的に解決されるべきであることを再確認する。我々はまた、全ての国の正当かつ合理的な安全保障上の懸念を尊重する必要性を強調する。我々は、紛争予防と解決、平和維持、平和構築、紛争後の復興と開発、平和の持続を含む平和プロセスへの女性の完全かつ平等で有意義な参加の必要性を強調する。
3. 我々は、中東・北アフリカ（MENA）地域で紛争と不安定な状況が続いていることに深い懸念を抱いており、2024年4月25日に開催されたBRICS外務副大臣・特使会合での共同声明に留意する。
4. 我々は、最近における民間人の悲劇的な人命の損失を悼み、すべての民間人犠牲者とその家族に同情を表明する。我々は、人命保護を確保するため、国際法に則った緊急措置を求める。
5. 特に、イスラエル軍の攻撃により、ガザ地区とヨルダン川西岸地区で暴力がかつてないほど激化し、市民が大量に殺害され、負傷し、強制移住させられ、市民基盤が広範囲にわたって破壊された。私たちは、ガザ地区における即時かつ包括的で恒久的な停戦、違法に拘束されている双方の人質と拘束者の即時かつ無条件の解放、ガザ地区への人道援助の持続的かつ規模に応じた無差別な供給、そしてあらゆる攻撃的行為の停止が緊急に必要であることを強調する。私たちは、人道支援活動、施設、人員、物資配給地点に対するイスラエルの攻撃を糾弾する。この目的のため、我々は、国連安全保障理事会の決議2712（2023年）、2720（2023年）、2728（2024年）、2735（2024年）の完全な履行を要求し、この点で、アラブ諸国による継続的な努力を歓迎する。

エジプト共和国、カタール国、その他の地域的・国際的な努力により、即時停戦を実現し、人道援助の提供を加速させ、イスラエルがガザ地区から撤退する。我々は、国際法の遵守を求める。また、ガザ地区での紛争がさらにエスカレートすることで、緊張や過激主義が助長され、地域的にも世界的にも深刻な悪影響をもたらすことを憂慮する。我々は、すべての関係当事者に対し、最大限の自制をもって行動し、エスカレートした行動や挑発的な宣言を避けるよう求める。我々は、南アフリカがイスラエルに対して提起した法的手続きにおける国際司法裁判所の暫定措置を認める。我々は、関連する国連安保理および国連総会決議、ならびに、東エルサレムを首都とし、1967年6月に国際的に承認された国境線に沿って、イスラエルと平和かつ安全に共存する、主権を有し独立した実行可能なパレスチナ国家を樹立することを含むアラブ和平構想を含む、国際法に基づく2国家解決というビジョンへの揺るぎないコミットメントを背景に、パレスチナ国家が国連に正式加盟することへの支持を再確認する。

1. 我々は、レバノン南部の状況に警戒を表明する。我々は、イスラエルによるレバノンの居住区への攻撃により、民間人の生命が失われ、民間インフラが甚大な被害を受けたことを非難し、軍事行為の即時停止を求める。我々は、国連安保理決議1701（2006年）および2749（2024年）の厳守の重要性を強調しつつ、中東の平和と安定を守るため、レバノン国の主権と領土保全を維持し、政治的・外交的解決のための条件を整える必要性を強調する。我々は、国連要員に対する攻撃と、その安全に対する脅威を強く非難し、イスラエルに対し、そのような活動を直ちに停止するよう求める。
2. 我々は、ICT能力に関連したテロ攻撃の事件が増加していることに懸念を表明する。この点に関し、我々は、2024年9月17日にベイルートで携帯通信機器を爆発させ、数十人の市民の生命を奪い負傷させた計画的なテロ行為を非難する。我々は、これらの攻撃が重大な国際法違反であることを改めて表明する。
3. 我々は、国際法に従い、紅海及びバブ・アルマンダブ海峡における全ての国の船舶の航行権及び自由の行使を確保することの重要性を強調する。我々は、紛争の原因への対処を含め、そのための全ての当事者による外交努力の強化、及び国連の支援の下での対話とイエメンの和平プロセスへの継続的な支援を奨励する。
4. 我々は、シリアの主権と領土保全が厳格に守られなければならないことを強調する。我々は、地域における大規模な紛争のリスクを増大させる違法な外国軍の駐留を非難する。我々は、違法な一方的制裁がシリア国民の苦しみを深刻に悪化させることを強調する。
5. 我々は、1961年の外交関係に関するウィーン条約および1963年の領事関係に関するウィーン条約に基づく外交・領事施設の不可侵という基本原則の侵害を構成する、2024年4月1日のイスラエルによるシリアの首都ダマスカスにあるイラン・イスラム共和国の外交施設に対する攻撃を非難する。
6. 我々は、国連安保理および国連総会を含む適切な場において表明された、ウクライナおよびその周辺の情勢に関する各国の立場を想起する。我々は、すべての国家が国連憲章の目的および原則の全体および相互関係において一貫して行動すべきであることを強調する。我々は、対話と外交を通じた紛争の平和的解決を目指した、仲介と善処の関連提案に感謝の意を表する。
7. 我々は、国連安保理決議2231（2015年）により承認されたJCPOAの完全実施の重要性を強調し、全ての関係者によるJCPOAの約束の完全実施の再開に向けた、全ての関係者による誠意に基づく建設的なアプローチの重要性を強調する。
8. 我々は、「アフリカの問題に対するアフリカの解決策」という原則が、アフリカ大陸における紛争解決の基礎として機能し続けるべきであることを改めて表明する。この観点から、我々は、アフリカにおける紛争の予防、管理、解決におけるアフリカ連合の重要な役割を認識する。我々は、アフリカのオーナーシップ、補完性、補完性の原則に則り、アフリカ連合およびアフリカの小地域機関が行うものも含め、アフリカ大陸におけるアフリカ的な和平努力を支持することを再確認する。
9. 我々は、アフリカ諸国が平和と開発を追求し、アフリカ、特にアフリカの角とサヘルにおいて増大するテロの災禍と闘うための努力と成果を称賛し、アフリカ諸国、特に影響を受けている諸国がテロ対策の能力構築を強化するのを支援するため、開発途上国により多くのグローバルなテロ対策資源を提供することを求める。我々は、アフリカ諸国、アフリカ連合、アフリカの準地域機関および国連が、南スーダンの和平プロセスの促進、中央アフリカ共和国の情勢の安定化、および南部アフリカ開発共同体（SADC）の支援を受けたモザンビーク政府の同国北部におけるテロの脅威への対処における成功において行った努力を称賛する。
10. 我々は、スーダンにおける暴力と人道危機の激化に深刻な懸念を表明し、この紛争を終結させる唯一の方法として、即時、恒久的かつ無条件の停戦と、和平交渉への関与による紛争の平和的解決、スーダン住民の人道支援への持続的かつ緊急で支障のないアクセス、スーダンと近隣諸国への人道支援の拡大を改めて求める。私たちは、スーダンの代表団の住居が襲撃されたことを非難する。

2024年9月29日、在スーダン・アラブ首長国連邦大使館は、ハルツームの住宅街にある同大使館に甚大な被害をもたらした。我々は、外交・領事施設の不可侵性という基本原則と、1961年の外交関係に関するウィーン条約および1963年の領事関係に関するウィーン条約の下での受入国の義務を強調する。

1. 私たちは、ハイチのポン・ソンデで発生した暴力団による残忍な襲撃事件を憂慮し、その結果、市民が死亡し、強制移住させられたことを憂慮するとともに、ハイチの治安、人道、経済状況が悪化の一途をたどっていることに深い懸念を表明する。我々は、ハイチ暫定大統領評議会の設立と選挙評議会の設立を、現在の危機を解決するための不可欠な措置として評価する。我々は、現在の危機には、地元の政治勢力、機関、社会の間の国民的かつ包括的な対話と合意形成を包含するハイチ主導の解決策が必要であることを強調し、国際社会に対し、暴力団を解体し、治安状況を改善し、同国における長期的な社会的・経済的発展の基盤を整え、2025年末までに総選挙を実施するための暫定政府の努力を支援するよう求める。我々は、人道支援を提供する国連の役割を支持し、ハイチの多面的な危機に効果的に対処するための国際協力の必要性を強調する。
2. 私たちは、地域の安全保障と安定を強化するために、アフガニスタンにおける早急な平和的解決の必要性を強調します。我々はアフガニスタンがテロ、戦争、麻薬のない独立、統一、平和な国家であることを提唱する。我々は、アフガニスタンの領土がテロリストに利用されないよう、アフガニスタンにおいてより目に見える検証可能な措置をとることを強く求めます。我々は、アフガニスタン国民に緊急かつ中断のない人道支援を提供し、女性、少女、異なる民族を含む全てのアフガニスタン人の基本的権利を守る必要性を強調する。私たちはアフガニスタン当局に対し、女子の中等・高等教育の実質的な禁止を撤回するよう求めます。私たちは、アフガニスタンの地域プラットフォームと近隣諸国の主要かつ効果的な役割を強調し、アフガニスタンの和解を促進するためのそのような地域プラットフォームとイニシアティブの努力を歓迎します。
3. 我々は、世界の安定及び国際の平和と安全を守り維持するため、核不拡散及び軍縮の強化を求める。我々は、国連総会決定73/546に基づき招集された会議を含め、中東における核兵器及びその他の大量破壊兵器のない地帯の確立に関する決議の実施を加速することを目的とする努力の最重要性に留意する。我々は、すべての招待国がこの会議に誠実に参加し、この努力に建設的に関与することを求める。
4. 私たちはまた、国連安保理決議1540の完全実施を求める。この決議は、各国が効果的で強固な対策を採用するための重要な推進力となる。

大量破壊兵器やその運搬手段、関連物資がテロリストを含む非国家主体の手に渡るのを防ぐための国家レベル、そしてこの目的のための国際レベルでの協力の枠組み。

1. 我々は、グローバルな安全保障を確保するための関連する法的な多国間文書の採択交渉を通じて、宇宙活動の長期的な持続可能性を確保し、宇宙における軍拡競争（PAROS）及びその兵器化を防止することへの支持を再確認する。我々は、この目標に向けた重要な一歩として、2014年に更新された「宇宙空間における武器の設置、宇宙物体に対する武力による威嚇又は武力の行使の防止に関する条約」（PPWT）草案が軍縮会議に提出されたことを認識する。我々は、2024年8月16日に、PAROSに関する法的拘束力のある文書の実質的な要素を提供した、宇宙空間における軍拡競争防止のための更なる実践的措置に関する国連政府専門家グループの報告書が合意により採択されたことを歓迎する。我々は、透明性・信頼醸成措置（TCBMs）や普遍的に合意された規範、規則、原則のような実際的で拘束力のない約束もPAROSに貢献しうることを強調する。
2. 関連する国際的に承認された法的文書に由来する輸出管理の分野における我が国のそれぞれの義務を想起し、平和目的のための科学技術情報、機器及び材料の可能な限りの交換に参加する国家の正当な権利を確保しつつ、核不拡散と技術の平和的利用との間の必要なバランスを十分に考慮しつつ、この分野における対話及び協力を強化するとの我々の決意を強調する。
3. 我々は、テロリズムがいかなる宗教、国籍、文明、民族集団とも結びついてはならないことを再確認しつつ、いつでも、どこでも、誰によって行われるものであれ、そのあらゆる形態と現れについて、テロリズムを明確に非難することを改めて表明する。我々は、テロリズムが共通の脅威であり、各国の国内的優先事項を十分に考慮した上で、世界的・地域的レベルでの包括的かつ均衡のとれたアプローチを必要とすることを強調する。我々は、テロリズムの脅威を防止し、これに対抗するため、国家の主権及び安全保障を十分に尊重し、国際連合憲章及び国際法に従って、国際的及び地域的協力を一層強化することを約束する。我々は、国際連合がこの分野において引き続き中心的かつ調整的な役割を果たすとともに、テロリズムの防止と対策において各国が第一義的な責任を有することを認める。我々は、いかなるテロ行為も、その動機の如何にかかわらず、犯罪行為であり、正当化できないことを認識し、二重基準を設けることなく、持続的かつ新たなテロの脅威に対する強力な集団的対応を確保する必要性を強調する。我々は、テロ対策問題を政治化し、政治的目的を達成するためにテロ集団を利用するいかなる試みも拒否する。我々は以下のことを約束する。

テロリストのイデオロギーと急進化の拡散、テロ目的のための現代技術の悪用、テロリストの国境を越えた移動、テロ資金およびその他の形態のテロ支援、テロ行為への扇動、外国人テロリスト戦闘員のリクルートを防止し、崩壊させるための断固とした措置をとること。我々は、国連の枠組みにおける国際テロリズムに関する包括的条約の迅速な最終化と採択を求める。我々は、国連が指定したすべてのテロリストおよびテロ組織に対する協調行動を求める。

1. 我々は、実践的なテロ対策協力を更に強化することを期待する。我々は、CTWGポジション・ペーパーの採択を含む、BRICSテロ対策戦略及びBRICSテロ対策行動計画に基づくBRICSテロ対策作業部会（CTWG）及びその5つのサブグループの活動を歓迎する。
2. 我々は、不正な資金の流れ、マネー・ローンダリング、テロ資金調達、麻薬取引、汚職、及び暗号通貨を含む新技術の違法・テロ目的での悪用の防止と闘いに対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、これらの犯罪を防止し、その金融的痕跡を立証する目的も含め、国際的な反犯罪協力の技術的かつ非政治的な性質の原則に対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、関連する国連条約及び決議、地域条約及び条約を含む、BRICS諸国が締約国となっている関連する国際的な法的文書に基づき、かかる協力を更に強化する必要性に留意する。
3. 我々は、関連するステークホルダーの参加を得て、マネー・ロンダリング及びテロ資金対策の問題に関するBRICS内の対話の強化を求める。我々は、若い世代の安全な成長のための条件整備の重要性を強調し、彼らが違法行為に関与するリスクを低減し、若い世代の参加による関連する国際的なプロジェクトの発展を歓迎する。
4. 我々は、世界的な違法薬物の生産、密売、乱用の状況に懸念を表明し、それが公共の安全と国際的・地域的安定、人類の健康、安全、幸福を深刻に脅かし、国家の持続可能な発展を損なうものであることを認識する。我々は、3つの国連薬物規制条約に基づく既存の薬物規制の国際的メカニズムへのコミットメントを確認する。我々は、麻薬対策協力を強化し、BRICSの法執行当局間の連絡を強化することの重要性を認識し、この観点から、2024年5月22日にモスクワで開催されたBRICS麻薬対策作業部会で採択された共同声明を歓迎する。
5. 我々は、国際組織犯罪対策が国際法執行協力の重要な分野のひとつであると考えている。また、我々は、この協力が以下のものでなければならないことに留意する。

犯罪との闘い全体に弊害をもたらす可能性があるため、政治化しないようにする。特に、環境に影響を与える犯罪に対処する必要がある。

1. 我々は、腐敗の防止及び腐敗との闘いにおけるBRICSの協力を断固として推進し、国連腐敗防止条約を含む国際的な腐敗防止アジェンダの主要な問題についての協調を強化する。我々は、我々のコミットメントを尊重し、国際社会に対し、腐敗に対する安全な避難所の拒否に関する協力を強化するよう求める決意である。我々は、文書「腐敗防止協力の強化及び腐敗資産・収益の回収・返還に関するBRICS共通のビジョンの策定及び共同行動」を歓迎し、国内の枠組みに従ってこれを実践することを重視する。我々は、腐敗防止作業部会（ACWG）によるBRICS諸国における資産回収に関する分析ノートの発行と、資産回収における我々の実務者間の協力を強化するためのその努力を高く評価する。また、我々は、ACWGが、今年開催された多くの専門家イニシアティブを含む我々の総合的な成果を評価し、この優先分野での前進の道筋を示す、腐敗防止教育、知識共有及び能力構築におけるBRICS協力に関する文書を更新したことを称賛する。
2. 我々は、社会経済成長と発展のために、デジタル・デバイドを埋めるICTsの巨大な可能性を認識している。我々はまた、デジタル領域に起因する、またデジタル領域内における課題と脅威を認識する。我々は、ICT製品及びシステムの開発とセキュリティに対する包括的でバランスの取れた客観的なアプローチを求めるとともに、サプライチェーンセキュリティのための世界的に相互運用可能な共通のルールと基準の開発と実施を求める。我々は、ICTを悪意を持って使用する頻度が増加し、巧妙化していることを懸念している。この観点から、我々は、犯罪目的でのICTの利用を防止し、これに対抗するための国際協力の重要性を強調し、従って、79th UNGA会期において、国連サイバー犯罪防止条約草案が採択されることを期待する。また、我々は、技術支援、キャパシティ・ビルディングが、ICTレジリエンスを強化しつつ国家の安全保障を向上させ、途上国の関心とニーズを特に考慮しつつ、国家のデジタル変革を加速させるために必要な資源、技能、政策、制度を開発するための基盤であると確信する。我々は、この分野における普遍的な法的枠組みの策定に関する議論や、ICTの利用における国家の責任ある行動に関する普遍的に合意された規範、規則および原則のさらなる策定と実施を含め、ICTの安全保障および利用における共通認識を形成するための対話の推進における国連の主導的役割を強調する。我々は、ICT の安全保障と利用に関する国連 OEWG の進行中の作業を称賛する。

我々は、この問題に関する唯一のグローバルかつ包摂的なメカニズムとして、2021-2025年のICTsの利用を支持し、国連総会第1委員会に報告する、国連の後援の下での単一トラックの国家主導の常設メカニズムの合意による設立を支持する。我々は、ICT環境における国家主権の尊重と主権の平等を促進することにコミットし、グローバル・サプライチェーンの持続可能性を含め、この分野における国際協力を損なう可能性のある一方的な行動に反対する。

1. 我々は、信頼醸成措置としてICTインシデントに対応する責任を有する国家主体間の実際的な協力のためのBRICSコンタクト・ポイント・ディレクトリの設立及び更なる運用を含む、ICTの利用におけるセキュリティの確保に関する実践的協力のロードマップ及びその進捗報告書に従ったBRICS協力の推進における進捗を認識する。我々は、ICTの利用における安全の確保に関するBRICS加盟国間の協力の枠組みを確立することの重要性を強調する。また、我々は、ICTの利用におけるセキュリティに関するBRICS作業部会の活動を通じて、BRICS内の実際的な協力を進める必要性を認識する。
2. 我々は、誤ったシナリオやフェイクニュースの伝播を含むディスインフォメーション、誤った情報、そして特にデジタル・プラットフォームにおけるヘイトスピーチが急激に広がり、拡散し、過激化や紛争に拍車をかけていることに深刻な懸念を表明する。我々は、国家の主権へのコミットメントを再確認する一方で、適用される国内法および国際法に従い、有意義なコネクティビティを可能にするため、意見および表現の自由、ならびにデジタルおよびメディア・リテラシーを含め、情報の完全性、ならびに正確な事実に基づく情報の自由な流れと公衆のアクセスを確保することの重要性を強調する**。**

# 公正なグローバル開発のための経済・金融協力の促進

1. 我々は、2023年ヨハネスブルグII宣言を想起し、地政学的・地理経済的分断から生じるリスクを抑制するためには、多国間協力が不可欠であるとの強い信念を改めて表明し、貿易、貧困と飢餓の削減、エネルギー・水・食料・燃料・肥料へのアクセスを含む持続可能な開発、気候変動の影響の緩和と適応、教育、パンデミックの予防・準備・対応を含む保健など（ただし、これらに限定されない）、相互の関心分野における取り組みを強化することを約束する。
2. 我々は、2015年の第3回開発資金国際会議で採択されたアジス・アババ行動アジェンダの完全実施と、第4回開発資金国際会議への途上国の効果的な参加の重要性を強調する。

2025年6月30日から7月3日までスペインで開催される「開発のための資金調達に関する国際会議」。我々は、先進国に対し、開発資金へのコミットメントを尊重し、税制、債務、貿易、政府開発援助、技術移転、国際金融アーキテクチャーの改革を含む様々な開発分野における途上国との協力を奨励するよう求める。

1. 我々は、国際金融アーキテクチャーをより包括的で公正なものにするためのグローバル経済ガバナンスを含め、グローバル金融の課題に対応するために、現在の国際金融アーキテクチャーを改革する必要性を強調する。
2. 我々は、一部の国における高水準の債務が、外的ショック、特に先進国における金融・通貨政策の変動や、国際的な金融構造に内在する問題からの波及効果によって悪化した、現在進行中の開発課題への対応に必要な財政余力を減少させていることに留意する。高金利と資金調達の逼迫は、多くの国々で債務の脆弱性を悪化させている。我々は、持続可能な対外債務と財政の慎重さを伴いながら、各国の法律と国内手続きを考慮し、経済回復と持続可能な開発を支援するために、国際債務に適切かつ全体的な方法で対処することが必要であると考える。我々は、低・中所得国双方の債務の脆弱性に、効果的、包括的かつ体系的な方法で対処する必要性を認識している。とりわけ、債務の脆弱性に集団的に対処するための手段の一つは、二国間債権者、民間債権者、多国間開発銀行（MDBs）が参加し、共同行動と公正な負担分担の原則に沿って、債務処理のためのG20共通枠組みを予測可能、秩序ある、タイムリーかつ協調的に実施することである。
3. 我々は、ブレンデッド・ファイナンスの利用が、インフラ・プロジェクトの資金調達に民間資本を動員する効果的な方法であることを認識する。我々は、多国間開発銀行及び開発金融機関、特に各国開発銀行が、ブレンデッド・ファイナンス及びその他の手法の利用を制度的に拡大し、それにより、各国固有のニーズ及び優先事項に従って、持続可能な開発目標の達成に貢献する上で、重要な役割を果たすことに留意する。この目的のため、我々は、BRICS官民パートナーシップ・インフラ・タスクフォースの活動を称賛し、インフラ・プロジェクト・ブレンデッド・ファイナンスに関するテクニカル・レポートを支持する。
4. 我々は、加盟国のインフラ整備と持続可能な開発を促進する上で、新開発銀行（NDB）が果たす重要な役割を認識する。我々は、NDBの更なる発展と、NDBの2022-2026年総合戦略の達成に向けたコーポレート・ガバナンスと業務効率の改善を支持する。

我々は、NDBが自国通貨建て融資を継続的に拡大し、投融資ツールのイノベーションを強化することを支持する。我々は、世銀がメンバー主導かつ需要主導の原則に従い、多様な資金源からの資金を動員するための革新的な資金調達メカニズムを採用することを奨励し、この観点から、BRICS諸国及びグローバル・サウス・メカニズムへの投資の流れを促進するために、NDBの既存の制度的インフラを活用する新たな投資プラットフォームを構築するイニシアティブを支持する。我々は、途上国の知識源とのシナジー構築によるものを含む、能力構築及び知識交換の強化、SDGs達成に向けた加盟国への支援、並びにEMDCsのための最高の多国間開発機関となることを目指し、そのマンデートを果たすための効率性及び有効性の更なる向上を支持する。我々は、新開発銀行を21世紀における新しいタイプのMDBとして共同で発展させることに合意する。我々は、新開発銀行が、その目的と機能を、新開発銀行の定款に従い、公正かつ無差別に遂行することを強く求める。我々は、NDBメンバー国の更なる拡大と、NDB一般戦略及び関連政策に沿ったBRICS諸国の申請の迅速な検討を支持する。

1. 我々は、BRICS銀行間協力メカニズム（ICM）が、現地通貨による資金調達の受け入れ可能なメカニズムの発見を含め、プロジェクトやプログラムのための革新的な金融慣行やアプローチを促進し、拡大することに焦点を当てていることを歓迎する。我々は、ICMとNDBとの継続的な対話を歓迎する。
2. 我々は、世界経済の回復と持続可能な開発を達成するために、BRICS諸国が協力して世界経済のリスクと課題に対処することの重要な役割を認識する。我々は、マクロ経済政策の協調を強化し、経済協力を深化させ、力強く、持続可能で、バランスのとれた、包摂的な経済回復の実現に取り組むとのコミットメントを再確認する。我々は、全ての関連する閣僚トラック及び作業部会において、BRICS経済連携2025年戦略の継続的な実施の重要性を強調する。
3. 我々は、BRICS内の金融協力を強化するとのコミットメントを改めて表明する。我々は、貿易障壁の最小化と非差別的アクセスの原則に基づき構築された、より迅速、低コスト、より効率的、透明、安全かつ包括的な国境を越えた決済手段の広範な利点を認識する。我々は、BRICS諸国とその貿易相手国との間の金融取引における自国通貨の使用を歓迎する。我々は、BRICS内のコルレス銀行ネットワークの強化と、自発的かつ拘束力のないBRICSクロスボーダー決済イニシアティブ（BCBPI）に沿った自国通貨による決済を可能にすることを奨励し、BRICS決済タスクフォースを含め、この分野における更なる議論を期待する。
4. 我々は、BRICS諸国の金融市場インフラの接続の実現可能性を探ることの重要性を認識する。我々は、既存の金融市場インフラを補完するイニシアティブである、独立した国境を越えた決済及び預託のインフラであるBRICS Clearの設立の実現可能性について議論し、研究することに合意し、また、BRICS（再）保険会社を含むBRICSの独立した再保険能力についても、任意ベースで参加することに合意する。
5. 我々は、財務大臣および中央銀行総裁に対し、適宜、地域通貨、決済手段、およびプラットフォームの問題の検討を継続し、次の議長国までに我々に報告するよう要請する。
6. 我々は、BRICSの偶発準備制度（CRA）が、短期的な国際収支の逼迫を回避し、金融の安定を更に強化するための重要なメカニズムであることを認識する。我々は、代替適格通貨を想定することによるCRAメカニズムの改善への強い支持を表明し、CRA文書の修正の最終化を歓迎する。我々は、7th CRAテストランが成功裏に終了したこと、及び「高金利環境におけるBRICS経済」と題するBRICS経済速報第5版が発行されたことを認識する。
7. 我々は、BRICS諸国の金融セクターのサイバー耐性をさらに強化する、初の国境を越えたBRICSラピッド・インフォメーション・セキュリティ・チャネル（BRISC）訓練の成果を評価する。
8. 我々は、安全で、弾力性があり、安定的で、効果的かつ開かれたサプライチェーンが、持続可能な開発にとって極めて重要であることを強調する。BRICSメンバーが世界最大の天然資源生産国であることを認識し、我々は、バリューチェーン全体にわたるBRICSメンバーの協力強化の重要性を強調し、既存のWTOの規定に反する一方的な保護主義的措置に反対することを目的とした共同行動をとることに合意する。
9. 我々は、21st 世紀における人間生活のあらゆる側面の急速なデジタル化のプロセスを懸念し、開発のためのデータの重要な役割と、この問題に取り組むためのBRICS内の関与を強化する必要性を強調する。我々は、途上国がデジタル経済と人工知能を含む新興技術の恩恵を活用できるようにするためには、データの公正、包括的かつ公平なガバナンスが不可欠であることを強調する。我々は、データの収集、保存、利用、移転の原則に対処し、あらゆるレベルにおけるデータ政策枠組みの相互運用性を確保し、データの金銭的および非金銭的利益を途上国に分配するため、国境を越えたデータの流れを含むデータ・ガバナンスのための公正かつ衡平な世界的枠組みの設計を求める。
10. 私たちは、電子商取引が世界経済成長の重要な原動力となり、商品やサービスの国際貿易を促進し、対外的な信用を確保していることを強調する。

投資の流れを促進し、イノベーションを促進する。我々は、消費者の権利保護のためのデジタル技術の活用、オンライン紛争解決ツールの探求、国境を越えた電子商取引を通じた小額商品貿易の問題についての意見交換、企業がグローバル市場に参入するための環境整備などの分野における協力を強化することにより、電子商取引に対する信頼を更に高め、電子商取引当事者の権利の本格的な保護を確保することを決意する。

1. 我々は、食料安全保障と生活を確保するためには、特に低所得農家や資源に乏しい農家にとって、また、食料を純輸入している途上国にとって、国内生産とともに、サプライチェーンの弾力性と妨げのない農業貿易が極めて重要であることに同意する。我々は、零細農家を支援する取り組みが、国の農業システムの重要な一部であることを認識する。我々は、2024年6月27-28日にモスクワで開催される「食料安全保障と持続可能な農業開発に関する会議」を歓迎し、2024年11月26-28日にアブダビで開催される予定の世界食料安全保障サミットに期待する。我々は、公正な農業貿易システムを開発し、弾力的で持続可能な農業を実施する必要性を再確認する。我々は、農産物の生産者及び輸出者、並びに国際的な出荷に関するビジネス・サービスに影響を与えるものを含め、WTOルールと矛盾する不当な制限的経済措置から免除されるべき、食料及び農業生産に不可欠な投入物の継続的な流れを確保する観点から、混乱を最小化し、農業及び肥料におけるルールに基づく貿易を促進することを約束する。この観点から、我々は、BRICS内に穀物（商品）取引プラットフォーム（BRICS穀物取引所）を設立し、その後、他の農業分野への拡大を含め、これを発展させるというロシア側のイニシアティブを歓迎する。
2. 我々は、BRICS諸国の経済特区が、貿易・産業協力のための確立されたメカニズムとして、また、経済のハイテク分野、IT及びITを活用したサービス、観光、港湾・交通インフラ、技術の開発・商業化、新たな付加価値製品の生産を含むがこれらに限定されない製造業の円滑化のためのメカニズムとして有効であることを認識する。我々はまた、経済特区が経済発展の優先分野への追加投資を奨励する絶大な機会を提供することを認める。我々は、BRICS諸国の経済特区に関する協力のためのフォーラムの設立を歓迎する。我々は、経済特区を管理するための基準及び方法論の実施に関するベストプラクティスの交換を含む、実務に即した活動を実施することに合意する。
3. 我々は、MSMEsセクターが、労働生産性、家計所得、商品・サービスの質の全体的な向上を可能にし、経済成長のてこであることが十分に証明されていることを認識する。我々は、中小企業を支援するベストプラクティスを交換するつもりである。

事業運営の簡素化を目的としたデジタル・サービスやプラットフォームなどを通じて。我々は、中小企業の参加により創出された既存のバリューチェーンを維持するとともに、BRICS内の中小企業、特にハイテクやイノベーションを推進する中小企業のための新たな協力関係を構築することの重要性を認識している。

1. 我々は、新産業革命パートナーシップ（PartNIR）が、新産業革命の枠組みにおけるBRICS協力のための指導的なプラットフォームとして機能し、急速に発展する産業景観における関心、課題、機会を特定し、産業分野における能力構築を行うとともに、持続的な協力のための構造化された枠組みにおけるBRICS産業協力の継続性を確保することを認識する。我々は、PartNIR2024に関するBRICSフォーラム、BRICS産業イノベーションコンテスト2024、新産業革命2024に関するBRICS展示会、BPIC研修プログラムなどのイベントを開催するBRICSパートNIRイノベーションセンター（BPIC）の努力に感謝するとともに、全てのBRICS諸国が上記のイベントに積極的に参加することを奨励する。我々は、BRICSスタートアップ・フォーラムが、新産業革命の時代におけるイノベーションと経済成長の推進に重要な役割を果たすスタートアップ・プロジェクトの実現に尽力していることを高く評価する。我々は、BRICSスタートアップ・フォーラムの将来のイベントや活動に参加するため、BRICS諸国との関与を深めることを期待する。我々は、BRICS諸国間のインダストリー4.0の能力開発を共同で支援し、新産業革命におけるパートナーシップと生産性向上を促進するため、国連工業開発機関（UNIDO）と協力してBRICS産業能力センターを立ち上げることに合意したことに留意する。我々は、化学産業、鉱業・金属、産業のデジタルトランスフォーメーション、中小企業、インテリジェント・マニュファクチャリング・ロボティクス、太陽光発電産業、医療機器・医薬品を含む7つのワーキンググループを設置するというPartNIRアドバイザリーグループの決定を支持する。
2. 我々は、実現可能で、包摂的で、安全なデジタル経済を構築することの重要性を認識し、デジタル・コネクティビティが、デジタル・トランスフォーメーションのみならず、社会的・経済的成長にとって不可欠な前提条件であることを踏まえ、BRICS諸国間の協力を強化する必要性を強調する。また、我々は、5G、衛星システム、地上波・非地上波ネットワークといった新たな技術が、デジタル経済の発展を促進する可能性を秘めていることを認識する。我々は、レジリエントで安全、包括的かつ相互運用可能なデジタル公共インフラが、大規模なサービスを提供し、全ての人々の社会的・経済的機会を増大させる可能性があることを認識する。我々は、BRICS加盟国に対し、セキュリティ面を含むインターネット利用のあらゆる側面に関する各国の法的枠組みを尊重しつつ、インターネットの国内セグメントの整合性、機能の安定性及びセキュリティを確保するため、デジタル・インフラ分野における共同活動の可能性を模索することを奨励する。我々は、ICTsの巨大な可能性を解き放つために、BRICS内の対話を更に強化する必要性に留意する。

人工知能（AI）に関する政策交換と対話を奨励し、広範なコンセンサスに基づく効果的なグローバル・ガバナンスの枠組みを確立することで、各国経済を活性化するとともに、こうした技術から生じる悪意のある利用、誤った情報、プライバシーの漏洩、偏見や差別のリスクを軽減し、人間中心、開発志向、包括的、持続可能なアプローチを支持する。

1. 我々は、人工知能の急速な進歩を含む急速な技術革新が、世界中の社会経済発展に新たな機会をもたらす可能性があることを認識し、より多くの国際的な議論を奨励するとともに、国連がグローバルなAIガバナンスにおいて重要な役割を果たすことを支持し、コンセンサスにより採択された国連総会決議A/RES/78/311「人工知能の能力構築に関する国際協力の強化」を歓迎する。我々は、発展途上国がAIの能力構築を強化するためのBRICSの協力を期待している。我々は、設立されたBRICS Institute of Future Networks（BIFN）のAIに関する研究グループを通じた協議を含め、AIのトピックに関する協議を奨励する。
2. 我々は、BIFNの活動を改めて支持し、全てのBRICS加盟国に国内支部を推薦するよう奨励する。BIFN理事会の下に4つの研究グループを設置するとの決定を想起し、その付託事項草案に関する議論に留意する。我々は、BRICS加盟国に対し、適宜、この件に積極的に参加するよう奨励する。我々は、研究グループが作業を開始することを奨励し、BRICS ICTs作業部会の下に創設されたデジタル公共財に関するBRICSプラットフォームに関するフォーカス・グループの継続的な努力を認識する。
3. 我々は、SDGsの達成に向けたエネルギーへのアクセスの基本的な役割を強調するとともに、エネルギー安全保障に対する概略的なリスクに留意しつつ、公平、包括的、持続可能、衡平かつ公正なエネルギー転換に向けて、エネルギー製品・サービスの主要な生産者・消費者であるBRICS諸国間の協力強化の必要性を強調する。我々は、エネルギー安全保障、アクセス、エネルギー転換は重要であり、UNFCCCとそのパリ協定の完全かつ効果的な実施を考慮しつつ、バランスをとる必要があると考える。我々は、自由で、開放的で、公正で、無差別的で、透明性があり、包摂的で、予測可能な国際的なエネルギー貿易・投資環境を醸成するとの決意を再確認し、技術協力を深化させることに合意する。我々は、安価で信頼性が高く、持続可能で近代的なエネルギー源への普遍的なアクセスを提供するとともに、国内、世界及び地域のエネルギー安全保障を確保するため、弾力的なグローバル・サプライチェーン及び安定的で予測可能なエネルギー需要の必要性を強調する。この観点から、我々はまた、全てのテロ攻撃を強く非難する。

国境を越えた重要なエネルギー・インフラに対するものであり、このような事件の調査に対するオープンで公平なアプローチを求める**。**

1. 私たちは、公正なエネルギー転換を達成するために、気候や自然条件、国民経済の構造、エネルギーミックス、また、経済が化石燃料や関連エネルギー集約型製品の収入や消費に大きく依存している開発途上国特有の状況を含む、各国の事情を考慮する必要性を再確認する。すなわち、温室効果ガスの排出を削減するために、利用可能なすべての燃料、エネルギー源、技術を利用することである。これには、削減・除去技術を備えた化石燃料、バイオ燃料、天然ガス、LPG、水素、アンモニアを含むその派生物、原子力、再生可能エネルギーなどが含まれるが、これらに限定されるものではない。
2. 我々は、CBDR-RCの原則に則り、正当なエネルギー転換のために、先進国から途上国へ、適切で予測可能かつアクセス可能な資金を配分することを求める。エネルギー転換に伴う新たな産業開発モデルは、既存および新規のインフラへの莫大な投資を必要とすることを強調する。
3. 我々は、環境問題を口実にした、一方的かつ差別的な炭素国境調整メカニズム（CBAMs）、デューディリジェンス要求、税、その他の措置など、国際法に沿わない、懲罰的かつ差別的な保護主義的措置を拒否し、気候や環境に基づく一方的な貿易措置の回避に関するCOP28での呼びかけへの全面的な支持を再確認する。また、我々は、グローバルな供給・生産チェーンを意図的に混乱させ、競争を歪める一方的な保護主義的措置にも反対する。
4. 我々は、BRICSジャスト・エネルギー・トランジション・レポートの発行を含む、BRICSエネルギー研究協力プラットフォームの枠組みの下での継続的な協力を歓迎し、2024年9月27-28日にモスクワで開催される6th BRICSユース・エネルギー・サミットに感謝の意を表する。
5. 我々は、気候変動対策の推進力の一つとしての炭素市場の重要な役割を認識し、この分野における協力の強化と経験の共有を奨励する。我々は、気候・環境問題を口実に導入される一方的な措置に反対し、これらの問題に関する協調を強化するとの我々のコミットメントを再確認する。我々は、BRICS諸国間のパリ協定第6条の下での潜在的な協力に関する意見交換を行うため、炭素市場開発に関する知識、経験、ケーススタディを共有し、炭素市場に関するBRICS域内の潜在的な協力について議論することを目的としたプラットフォームとして、BRICS炭素市場パートナーシップに関する覚書が採択されたことを歓迎する。
6. 我々は、2024年6月28日にニジニ・ノヴゴロドでBRICS環境大臣により気候変動と持続可能な開発に関するコンタクトグループが設立され、気候変動に関するハイレベル対話（2024年8月30日、モスクワ）において気候変動と持続可能な開発に関する枠組みが採択されたことを歓迎する。我々は、BRICS気候研究プラットフォーム（BCRP）を設立し、BRICSグループの科学的・専門的な意見・知識・ベストプラクティスの交換を強化することを期待する。
7. また、気候変動の悪影響に対処し、包括的で公平な気候変動への取り組みを確保するための集団行動と国際協力の重要性を強調する。
8. 我々は、重要な鉱物資源を含む広範な鉱物資源の重要な埋蔵量を有するBRICS諸国の第1回地質サービス責任者会合の成果を称賛し、地質学および鉱物資源の合理的開発の分野における実際的な協力の第一歩として、BRICS地質プラットフォームを立ち上げるための共同の努力を認める。
9. 環境問題がますます脅威となり、経済に甚大な損害をもたらし、市民の生活の質に影響を及ぼしていることを認識し、我々は、BRICS環境健全化技術（BEST）プラットフォームの枠組みの中で、BRICSクリーン・リバー・イニシアティブをさらに発展させる努力を歓迎する。我々は、若者を中心とした国民の間で環境文化と知識を高めることが重要であると考え、若者の環境活動への積極的な参加を奨励する。
10. 持続可能な開発と気候の安定にとって海洋が極めて重要であることを十分に認識し、海洋環境の保護と海洋資源および生物多様性の保全と持続可能な利用を確保するためには、適切な計画と管理、適切な資金調達、能力開発、海洋技術の移転と開発が不可欠であることを認識する。
11. 我々は、ダイヤモンド原石の取引を規制する唯一の世界的な政府間認証スキームであるキンバリープロセスを支持し、紛争ダイヤモンドが市場に流入することを防止するという我々のコミットメントを強調する。また、ダイヤモンド原石の自由な取引と世界のダイヤモンド産業の持続可能な発展を確保するために、アフリカのダイヤモンド採掘国が参加する非公式BRICS協力プラットフォームが発足したことを認める。我々は、議長国としてのUAEの努力を歓迎する。

2024年に向けたキンバリー・プロセスの我々は、共通の品質基準に基づき、BRICS内の貴金属の取引量を増加させる努力を支持する。

1. 交通インフラの整備、安全・安心で費用対効果の高い国際輸送ルート、革新的な技術と規制が、貿易の流れと国境を越えた人の移動を促進することを認識し、我々は、BRICS諸国の効率的で持続可能な交通システムのために、様々な交通手段を統合することの重要性を認識する。我々は、2024年6月6日にサンクトペテルブルクで開催された第1回BRICS運輸大臣会合の成果を歓迎し、全てのステークホルダーの需要を満たし、BRICS諸国の輸送ポテンシャルを向上させるための運輸対話を更に推進することを期待する。また、BRICS諸国間の複合一貫輸送を調整し、輸送条件を改善するための物流プラットフォーム設立の機会をさらに探っていくことを期待している。
2. 我々は、感染症や疫病から公衆衛生を守るための多国間の国際的な努力の実施における世界保健機関の中心的な調整役への支持を改めて表明し、国際的なパンデミックの予防、準備、対応システムの改革と強化にコミットする。我々は、ユニバーサル・ヘルスケアの重要な基盤としてのプライマリー・ヘルスケアの基本的役割と、保健システムの回復力、ならびに保健緊急事態の予防と対応について認識する。我々は、衛生学的・疫学的な健康と福祉、流行しやすい伝染病の予防・準備・対応、及び災害後の健康への影響を担当するBRICSの保健機関間の緊密な関係を促進することを歓迎し、保健分野における知識の共有、専門知識の交換、及び共同プロジェクトを実施する機会をさらに探求することを奨励する。
3. 我々は、結核及び抗菌薬耐性（AMR）対策、並びに伝染性疾患の予防及び非伝染性疾患等のその他の保健問題、研究開発、伝統的医療システムを含む経験の共有、デジタルヘルス、核医学及び放射性医薬品科学、特に放射性医薬品サプライチェーンの強化及びアイソトープ生産の強化に重点を置いた能力強化、並びに先進的なデジタルソリューションの開発促進に関するBRICSの協力が、関連する国際的な取組みに大きく貢献することを認識する。
4. 我々は、BRICS研究開発ワクチンセンターのイニシアティブ、集団感染リスクを予防するためのBRICS統合早期警戒システムの更なる発展、及びBRICS結核研究ネットワークの運営を支持する。我々は、第79回国連総会（UNGA）の成果を歓迎する。

我々は、AMRに関するBRICSレベル会合を開催し、2030年までに細菌性抗菌薬耐性（AMR）に関連する年間推定495万人の人間の死亡を10％削減することを含む、明確な一連の目標と行動を約束する。我々は、AMRが経済のあらゆる分野、特に医療に及ぼす脅威の増大に懸念を表明し、2024年5月に第1回AMRに関するBRICS会議を開催することの時宜性に留意する。

1. 我々は、核医学分野におけるBRICS諸国の大きな可能性を想起し、BRICS核医学作業部会の設立決定を歓迎する。我々は、2024年6月20-21日にサンクトペテルブルグで第1回BRICS核医学フォーラムが成功裏に開催され、核医学におけるベストプラクティスのBRICSレビューが出版されたことに留意する。
2. 我々は、BRICS保健ジャーナルの創刊を歓迎し、BRICS医師会の設立に留意する。我々は、BRICS公衆衛生機関ネットワークの立ち上げを支持する。これは、公衆衛生の強化と保護における経験とベストプラクティスの交換を目的としたプラットフォームである。
3. 我々は、気候変動との闘い、災害リスクの軽減及び早期警戒システムの支援を含め、BRICS諸国の経済的及び社会的発展のためのリモートセンシング衛星利用における確立されたメカニズムを通じた協力を含め、BRICS協力の強化を期待する。我々は、宇宙空間の平和的探査及び利用における協力の可能性を更に探求するため、省庁間対話を強化することを奨励し、この観点から、BRICS宇宙機関首脳の声明を歓迎する。
4. BRICS諸国が巨大な観光ポテンシャルを有することを認識し、我々は、2024年6月20-21日にモスクワで開催された第1回BRICS観光フォーラムの結果を歓迎する。我々は、人と人とのつながりをさらに強化し、マルチ・ステークホルダー協力を強化し、観光分野における共同プロジェクトを発展させることを約束する。我々は、観光交流の促進、技能開発、持続可能な観光の促進、観光サービスのデジタル化を目的としたBRICS観光協力ロードマップの採択を高く評価する。
5. 我々は、市場の持続可能な発展、国境を越えた反競争的な慣行との効果的な闘い、健全な市場環境の促進に貢献する観点から、BRICS諸国間の競争法及び政策の分野における協力を更に前進・発展させるとのコミットメントを再確認する。我々は、BRICS競争当局間の知識創造及び知識共有におけるBRICS国際競争法・政策センターの活動の役割、並びにBRICS経済の競争法発展にとって最も有利な条件を確保し、社会的に重要な市場における独占的障壁の撤廃に向けて取り組むことの重要性を認める。我々は、2025年に南アフリカで第9回BRICS国際競争会議が開催されることを歓迎する。
6. 我々は、相互行政支援協定に関する更なる議論、それぞれの認定経済事業者プログラムの相互承認に向けたBRICS税関当局間のBRICS認定経済事業者共同行動計画の署名を含むがこれに限定されない、BRICS諸国間の協力の継続的な発展を歓迎する。このような協力は、設立されたプロセスへの新たな国及びその導入の取り込み、能力構築、法執行協力、並びに共同税関研修活動を実施するためのBRICS税関研修センター間の協力の強化、BRICSセンター・オブ・エクセレンス及びその関連オンラインプラットフォームの設立を可能にする。
7. 我々は、BRICSの租税協力を更に強化し制度化することの重要性を認識し、BRICS諸国間の体系的かつ一貫した租税協力に向けた重要な一歩として、BRICS税務当局長ガバナンス・フレームワークの採択を歓迎する。
8. 我々は、国連における包括的かつ効果的な国際租税協力の促進に関する国連総会決議78/230を歓迎する。我々は、国連アドホック委員会による、国連国際租税協力枠組み条約（UNFCITC）の付託条件の策定におけるコミットメントと献身に感謝の意を表明する。我々は、国際租税協力を強化し、完全に包摂的でより効果的なものとするために、初期の議定書を含むUNFCITCを発展させることが極めて重要であることを認識する。我々は、UNFCITCの実施が、国内の資源動員を強化するための課題に対処しつつ、国際的な租税規則の正当性、確実性、弾力性、公正性を強化する観点から、持続可能な開発のための包摂的、公正、透明、効率的、公平、かつ効果的な国際租税制度を促進することを期待する。我々は、租税協力を強化し、より累進的で安定的かつ効果的な国際租税制度を構築するイニシアティブを支持し、税の透明性を促進し、富裕層に対する効果的な課税に関する議論を促進する。
9. 我々は、貿易円滑化における標準化ツールの役割を認識し、標準化分野における互恵協力を強化することに合意する。
10. 効果的な意思決定のためのデータ、統計及び情報の重要性を認識し、我々は、BRICS共同統計報告書及びBRICS共同統計報告書スナップショットの年次公表、並びにBRICS加盟国における公的統計分野におけるベストプラクティスの交換を含む、BRICS内の統計協力の強化に対する支持を表明する。
11. 我々は、知的財産の保護、商業化及び活用において、中小企業及び人材を含む権利者を支援することを目的とした、BRICS知的財産（IP）庁の協力、並びに知的財産分野におけるベストプラクティス及び経験の交換、特に先端技術問題を歓迎する。
12. 我々は、防災分野におけるBRICSの協力を更に強化する必要性を再確認する。我々は、災害に関連する被害を削減し、インフラ、人命及び生活を守るため、各国の災害リスク軽減システムと能力を向上させることの重要性を強調する。この観点から、我々は、洪水、干ばつ、地震、森林火災等を含む自然災害に効果的に対抗するため、BRICS諸国の包括的な災害リスク削減能力を強化することを奨励する。我々は、衛星による地球観測の利用を含む、自然災害の監視、自然災害とその起こりうる結果の予測、自然災害に関する情報と早期警報システムの開発の促進のためのシステム開発に関する対話の強化を支持する。
13. 我々は、労働市場開発におけるBRICSの協力を強化し、持続可能な経済・社会開発、包括的で人間中心の労働市場環境を通じて、質の高い完全雇用を促進するとのコミットメントを再確認する。我々は、労働者が将来の労働及び弾力的で公平な労働市場に必要なスキルを身につけることを確保するため、生涯学習、職業指導、継続的な専門教育及び職業技能訓練のための包括的な戦略を策定する努力を継続することを約束する。我々は、ディーセント・ワーク、公正な報酬、万人のための社会的保護を確保するために、プラットフォーム雇用を規制することの重要性を強調する。我々は、安全で健康的な労働環境を改善し、社会支援システムを近代化し、労働災害と疾病を削減するためにあらゆる関連措置を講じ、人々の多様なニーズに応えることを約束する。
14. 我々は、BRICS諸国の行政の効率性、説明責任、有効性及び透明性を確保し、財政及び経済の安定を維持する上で、公的部門監査が果たす重要な役割を強調する。我々は、BRICS諸国の最高監査機関間の交流の拡大とベスト・プラクティスの共有を歓迎する。また、我々は、適宜、最高監査機関のマンデート及び手続に従い、BRICS諸国の地域及び地方レベルで活動する外部公的部門監査機関の活動を改善する必要性に特に留意する。
15. 我々は、BRICSの枠組みにおける司法の分野での協力を深める必要性を認識し、第1回BRICS法務大臣会合を認識する。我々は、投資を誘致し、BRICS諸国の経済を発展させることの重要性を認識し、BRICS諸国間で更なる協議と検討を行い、投資家の苦情に対処するための強固な枠組みを構築する。我々は、BRICS国際投資仲裁センター設立に向けたロシアのイニシアティブに留意する。
16. 我々は、科学・技術・イノベーション（STI）分野におけるBRICS諸国の莫大な潜在力と、STI協力に関する覚書の議定書の提案を認める。我々は、BRICS STI活動の成功を管理し確保するための重要なメカニズムの一つであるBRICS STI運営委員会の活動を称賛する。我々は、社会科学・人文科学研究に焦点を当てたBRICS作業部会の設立と、BRICS STIフラッグシップ・プロジェクトの早期立ち上げを含め、研究活動を支援するための共同提案募集のさらなる管理を適切に行うためのBRICS STIフレームワーク・プログラムのTerms of Reference（ToR）の適応を歓迎する。現代の科学界におけるサイエントロメトリックス・システムとデータベースの重要な役割を認識し、BRICS諸国の研究ポテンシャルを考慮し、BRICS諸国におけるサイエントロメトリックス・システムとデータベースの探求を目的としたイニシアティブを奨励する。
17. 我々は、さらに、BRICS諸国の経済発展と人々の生活の質の向上のための重要な触媒としての科学・技術・イノベーションの重要性を強調する。我々はまた、共同研究・イノベーション・プロジェクトや共同機関交流の促進を通じて、生物医学分野、再生可能エネルギー、宇宙・天文科学、海洋・極地科学を含む重要な横断的分野における研究・開発・イノベーション・プログラムの進展に留意する。我々は、STIセクターが、優先科学分野における共同研究やイノベーションに資金を提供する可能性のあるSTIフレームワーク・プログラムを設立したことを称賛する。我々は、BRICS加盟国に対し、研究開発、特に新興企業や中堅・中小企業のイノベーション・イニシアティブを支援するための資金配分の可能性を、各国の優先事項や戦略と整合させながら検討することを奨励する。我々は、BRICS STI枠組み計画の中で、イノベーションと技術を促進するためのインキュベーションとスタートアップ・センターの設立を奨励する。
18. 我々は、STI政策開発における能力構築、技術先見性研究のためのプラットフォーム、若手科学者と革新者の能力支援のための枠組みを構築するためにBRICS諸国がとった措置に感謝の意を表する。我々は、全てのBRICS加盟国に対し、科学的能力と競争力を向上させるため、研究インフラへの投資を強化する方法を探求することを奨励する。
19. 我々は、BRICSネットワーク大学の拡大と、数学、自然科学、社会科学、人道科学、持続可能な農業と食料安全保障、健康科学を含む研究分野の拡大を歓迎する。我々は、資格の相互承認の枠組みの発展を促進するため、BRICS加盟国間の協力の機会を模索することに合意する。

私たちは、BRICSの大学が、それぞれの国の教育制度に沿った質の評価システムについて対話を続けることを支持する。

1. 我々は、BRICS技術・職業教育訓練（TVET）協力の強化に対するコミットメントを再確認し、対話、経験共有、プロジェクト協力のための多国間プラットフォームとしてのBRICS TVET協力アライアンスの極めて重要な役割を高く評価する。我々は、共同研究プロジェクトを通じた技術・職業教育訓練制度の質的・量的評価に関する更なる議論を期待する。我々は、2023年スククーザ宣言及び2024年カザン宣言においてBRICS教育大臣が合意した協議プロセスの成果として、BRICSデジタル教育協力メカニズムの設立を支持する。
2. 我々は、持続可能な開発の課題に取り組む能力を高めるため、BRICS内の地理・地理空間科学の共同研究を促進することを目的として、毎年8月18日に「BRICS地理学者の日」を専門職の休日として制定するというイニシアチブを高く評価する。
3. 私たちは、2024年11月1日にブラジルのフォルタレザで、SDG4専用でユネスコが主導するグローバル教育会議が開催されることを歓迎します。
4. 国内の技術力に基づくハイテク製品の開発は、持続可能かつ包摂的な経済成長に貢献する各国経済の競争力を決定づける要因であることを認識し、我々は、BRICS諸国間の技術協力を奨励する。我々は、BRICS諸国間の技術・イノベーション協力を促進することを目的とした、BRICSビジネス協議会傘下のBRICS新技術プラットフォームに関する議長国のイニシアティブを認める。我々は、BRICS諸国における革新的開発の優先分野における最高の技術的実践を際立たせたBRICSソリューション・アワード2024の結果に留意する。

# 社会的・経済的発展のための人的交流の強化

1. 我々は、相互理解、友好、協力を強化する上でのBRICSの人的交流の重要性を再確認する。我々は、2024年にロシアの議長国として開催される、メディア、文化、教育、スポーツ、芸術、青少年、市民社会、パブリック・ディプロマシー、学術交流の分野におけるイベントを高く評価し、人と人との交流が、我々の社会を豊かにし、我々の経済を発展させる上で不可欠な役割を果たすことを認識する。この観点から、我々は、文化の多様性を尊重し、継承、革新、創造性を高く評価し、強固な国際的な人的交流と協力を共同で提唱し、また、以下のことを認識するために、さらなる努力を行うことを求める。

国連総会決議A/RES/78/286「文明間の対話のための国際デー」。

1. 我々は、現代の挑戦と変革の複雑性に鑑み、教育、科学、文化、コミュニケーション、情報における国際協力を強化することへのコミットメントを強調し、この点で、ユネスコ憲章に定められた原則と、平等、対話、義務付けられたプログラム活動、コンセンサスの精神に基づくべき国際協力を通じて協力と平和を促進するというユネスコの使命との関連性に留意する。我々は、2024年2月にアラブ首長国連邦のアブダビで全会一致で採択された「文化芸術教育のためのユネスコ・フレームワーク」を想起する。
2. 我々は、持続可能な開発における文化の重要な役割を強調する。文化は、経済成長、社会的結束、全体的な幸福に大きく寄与するからである。この観点から、我々は、文化及び文化遺産保護の分野におけるBRICS協力の強化の重要性を再確認する。我々は、BRICS文化の多様性と豊かさに焦点を当て、我々の国家間の相互理解を深める触媒として機能するBRICS文化フェスティバルを歓迎する。また、BRICS映画祭と音楽コンサートを歓迎する。我々は、博物館同盟、美術館同盟、図書館同盟、児童・青少年劇場同盟を含むBRICS同盟への参加を奨励する。我々は、BRICSフォークダンス同盟の設立を歓迎し、BRICS映画学校同盟の設立を奨励する。
3. 私たちはこれらの提携を、文化交流、知識の共有、共通の遺産の保護を支援する上で理想的なものと考えています。これらのイニシアティブを通じて、我々は、文化的な結びつきを深め、相互理解を深め、より相互接続された世界に貢献することを目指す。我々は、文化遺産及び文化の保存の分野におけるBRICSの協力の重要性を強調する。文化政策と持続可能な開発に関するユネスコ世界会議及びG20ニューデリー首脳宣言2023を想起し、我々は、創造性、革新性、包摂的な経済成長、社会的結束及び環境保護を含む持続可能な開発のためのа触媒としての文化の力を認識する。
4. 我々は、すべてのBRICS諸国が豊かな伝統的スポーツ文化を持っていることを強調し、BRICS諸国間および世界中の伝統的・固有のスポーツの振興において、互いに支援し合うことに合意する。我々は、アスリートの年齢、性別、身体障害、人種、民族、出身、宗教、経済的地位、その他を理由とするいかなる形態の差別にも強く反対する。私たちは、スポーツ科学およびスポーツ医学の分野におけるBRICS共同のスポーツイベント、会議、カンファレンス、セミナーの重要性を認識する。
5. 我々は、大衆スポーツ、青少年スポーツ、学校スポーツ、学生スポーツ、優先順位の高いスポーツなど、BRICS諸国間のスポーツ関係の発展におけるBRICSの役割を非常に重視している。

スポーツ、パラスポーツ、国民的スポーツ、伝統的スポーツ。この点で、6月にカザンで開催され、27種目のスポーツ参加者が集まったBRICS競技大会を主催したロシアの議長国であることを高く評価する。

1. 我々は、教育、訓練、能力開発、科学、技術、イノベーション、起業家精神、健康的なライフスタイル及びスポーツ、並びに社会奉仕及びボランティア活動等の分野を含め、青年の交流を更に発展させる必要性を再確認する。我々は、2024年7月にウリヤノフスクで開催されたBRICSユース・サミットの成果を積極的に評価し、BRICS諸国の若者間の開かれた議論と建設的な交流のためのプラットフォームとしての価値を認識する。我々は、同盟内における青年のアジェンダの発展と強化のためのメカニズムとして機能するBRICS青年協議会を更に推進する意向である。我々は、BRICSの価値と原則に関する若者の認識を高めるため、BRICS諸国への教育ミッションを組織する可能性を探ることに合意する。
2. 我々は、2023年9月28日にヨハネスブルグで署名されたBRICS議員フォーラムに関する覚書及び2024年7月12日に署名された議定書に沿って、定期的な意見、経験及びベストプラクティスの交換を通じて、BRICS加盟国間の議会間交流を更に促進することを約束する。この観点から、我々は、2024年7月11-12日にサンクトペテルブルクでX回BRICS議員フォーラムが成功裏に開催されることを歓迎する。
3. 我々は、BRICS諸国の政党間の対話が、合意形成と協力強化において建設的な役割を果たすことを認める。我々は、2024年6月にウラジオストクでBRICS政党対話が成功裏に開催されたことに留意し、他のBRICS諸国が将来このイベントを開催する伝統を継続することを歓迎する。
4. また、BRICS都市化フォーラム、BRICS友好都市・自治体協力フォーラム、BRICS自治体フォーラムなどのメカニズムが、BRICS諸国間のより友好的な都市関係の構築を促進し、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施を促進することに貢献していることを高く評価する。
5. 我々は、BRICSビジネス・フォーラムが成功裏に開催されたことを称賛する。我々は、BRICSビジネス・カウンシルが達成したマイルストーンと改善点に焦点を当てた自己反省を行うことを歓迎する。我々は、農業、金融・投資、インフラ、輸送・物流、デジタル経済、エネルギー製造、持続可能な開発など、様々な領域におけるBRICSビジネス協議会の活動を支持する。
6. 政治、社会、経済における女性の重要な役割を認識する。

開発。我々は、女性のエンパワーメントと、社会のあらゆる領域における平等を基礎とした完全な参加（上級職を含む意思決定プロセスへの積極的な参加を含む）の重要性を強調する。我々は、包括的な起業家精神と女性のための金融へのアクセスが、ビジネス・ベンチャー、イノベーション、デジタル経済への女性の参加を促進することを認識する。この観点から、我々は、9月にサンクトペテルブルグで開催された、「女性；ガバナンスとリーダーシップ」をテーマとする女性問題閣僚会合及びBRICS女性フォーラムの成果を歓迎するとともに、BRICS協力の3つの柱すべてにわたる女性のエンパワーメントの発展と定着に対するこれらの年次会合の貴重な貢献を認識する。

1. 我々は、共通BRICS女性ビジネス・アライアンス・デジタル・プラットフォームの立ち上げ、2024年6月3-4日にモスクワで開催される第1回BRICS女性起業家フォーラム、第1回BRICS女性スタートアップ・コンテストを含む、女性の起業家精神を促進するためのBRICS女性ビジネス・アライアンスの努力を高く評価する。我々は、適宜、地域事務所の設立を含め、BRICS女性ビジネス・アライアンスとグローバル・サウスの女性起業家との間の協力をさらに強化することを支持する。
2. 我々は、BRICS諸国の専門家コミュニティと市民社会との関係強化を奨励する。この観点から、我々は、BRICS学術フォーラム及びBRICS市民フォーラムの成功裏の開催、BRICSシンクタンク協議会がBRICS諸国の学術コミュニティ間の研究及び能力構築における協力を強化する活動、並びにBRICS金融トラックの議論を支援するBRICS金融シンクタンク・ネットワークの立ち上げを歓迎する。我々は、BRICS民間協議会の設立を支持する。
3. 我々は、ロシアが2024年にBRICSの議長国を務めることを称賛するとともに、カザン市で第16回BRICS首脳会議を開催したロシア連邦政府と国民に感謝の意を表する。
4. 我々は、ブラジルが2025年にBRICS議長国となり、ブラジルで第17回BRICS首脳会議が開催されることを全面的に支持する。